

労働安全衛生法逐条解説テキスト

弁護士 酒井 廣幸 著

I	総則	第23	機械等・建物賃貸与者の講ずべき措置
第1	総則	第24	重量表示
第2	定義	V	機械等並びに危険物及び有害物に関する規制
第3	事業者等の責務	第25	特定機械に関する規制
第4	ジョイントベンチャーにおける 共同代表の届出・法律の適用	第26	特定機械以外の機械等に対する規制
II	労働災害防止計画	第27	危険物・有害物に関する規制
第5	労働災害防止計画	第28	安全衛生教育
III	安全衛生管理体制	VI	労働者の就業に当てる措置
第6	安全衛生管理体制	第29	就業制限
第7	総括安全衛生管理者	VII	健康の保持・増進のための措置
第8	安全管理者	第30	作業環境測定
第9	衛生管理者	第31	作業管理・作業時間
第10	安全衛生推進者・衛生推進者	第32	健康管理
第11	産業医等	第33	長時間労働者に対する医師による 面接指導等
第12	作業主任者	第34	健康管理手帳
第13	下請混在事業場における安全衛生体制	第35	健康の保持増進に関するその他の措置
第14	安全委員会	第36	快適な職場環境形成のための措置
第15	衛生委員会	VIII	免許等
		第37	免許等

		IX	安全衛生計画
第16	安全衛生委員会	第38	安全衛生改善計画
第17	安全管理者に対する教育等	第39	労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント
IV	危険又は健康障害を防止するための措置	X	監督等
第18	事業者の講ずべき措置等	第40	計画の届出
第19	技術上の指針・化学物質による健康障害を防止するための指針	第41	監督体制

「〇年出題」とあるのは、社労士試験での出題であることを示したものです。

※ 無断複製は、法律で禁じられています。

労働安全衛生法逐条解説テキスト

弁護士 酒井 廣 幸

平成26年改正

①安全データシートの交付が義務づけられている640物質について、事業者に危険性・有害性の調査（リスクアセスメント）を義務づける、②ストレスチェック制度の創設、③受動喫煙を防止するため、事業者に適切な措置を講ずる努力義務を課した、④重大な労働災害を繰り返す企業へ、厚労働大臣が企業単位での改善計画を作成させ、改善を図らせる、⑤外国に立地する検査・検定機関についても、安衛法上の検査・検定機関としての登録を受けることができるようにした、⑥88条1項の規定による建設物または機械等の設置等の計画の届け出義務を廃止、⑦電動ファン付呼吸用保護具を型式検定および譲渡制限の対象となる器具に追加した。

I 総 則

労働安全衛生に関しては、労働安全衛生法の外にも、これを補う若干の関連法があります。じん肺法、労働災害防止団体法、作業環境測定法等です。

第1 総則

労働基準法との関係

労働安全衛生法は、労働基準法とはどのような関係にありますか？

労働安全衛生法は、昭和47年に労働基準法の「第5章 安全及び衛生」から独立して成立しました。これは、昭和30年代半ばからの高度経済成長の過程で、機械設備の大型・高速・複雑化や、労働密度の高度化、新たな危険・有害材料の使用などによって労働災害の発生が著しく増加しました。このような事態に対処するために、従前の労働基準法による簡素な規律を抜本的に充実させるために新たに制定されたものです。これに伴い、労働基準法42条において、労働者の安全及び衛生に関しては労働安全衛生法の定めるところによると規定して、従前の43条～55条は削除されています。労働基準法の附属法という位置づけですが、労働基準法から量的にも質的にも独立せざるを得なかったという点にその意義が表れています。1条には「労働基準法と相まって」と表現されていますが、これは、労働基準法とは一体としての関係にあるということを表しています。したがって、労働安全衛生法が定める事項は、労働者の労働条件の重要な一端を占めます。

* プラス1 115条1項 鉱山保安法との関係

安全衛生法は、鉱山における保安（安全確保）以外の事項について適用される。

* プラス2 115条2項 船員法との関係